

新旧条文対照表

(新)

(請求手続)

第2条 被保険者が埋葬料付加金及び家族埋葬料付加金を請求する場合は、組合で定めた所定の用紙をもって法定による現金給付と同様に請求するものとする。

(算定)

第3条 訪問看護療養付加金、家族訪問看護療養付加金、家族療養付加金、合算高額療養付加金（いずれも以下「療養付加金」という。）は社会保険診療報酬支払基金より診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合で受領したとき、また療養費及び第二家族療養費（接骨師分を除く）にかかるものについては、法定給付の請求書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなし、組合において算定する。

(支給決定通知)

第4条 療養付加金の支給決定通知は被保険者には様式第1号、受給委任を受けた受任者には様式第2号によるものとする。

(支給方法)

第5条 療養付加金の支払いは被保険者または被保険者から受給委任を受けた受任者に支払うものとする。ただし、被保険者の資格を喪失している者については本人へ直接支払うものとする。

- 療養付加金の支払いは、月1回（毎月7日）支給する。
- 療養付加金の交付を受けた受任者は当該被保険者にこれを支払う。
- 埋葬料付加金及び家族埋葬料付加金についても前1項に準じて行なう。

付 則

(施行日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(旧)

(請求手続)

第2条 被保険者が傷病手当付加金、埋葬料付加金、家族埋葬料付加金、出産育児付加金、並びに家族出産育児付加金を請求する場合は、組合で定めた所定の用紙をもって法定による現金給付と同様に請求するものとする。

(算定)

第3条 訪問看護療養付加金、家族訪問看護療養付加金、家族療養付加金、合算高額療養付加金（いずれも以下「療養付加金」という。）は社会保険診療報酬支払基金より診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合で受領したとき、また療養費及び第二家族療養費（接骨師分を除く）にかかるものについては、法定給付の請求書を組合で受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなし、組合において算定する。

(支給決定通知)

第4条 療養付加金の支給決定通知は被保険者には様式第1号、受給委任を受けた受任者には様式第2号によるものとする。

(支給方法)

第5条 療養付加金の支払いは被保険者または被保険者から受給委任を受けた受任者に支払うものとする。ただし、被保険者の資格を喪失している者については本人へ直接支払うものとする。

- 療養付加金の支払いは、月1回（毎月7日）支給する。
- 療養付加金の交付を受けた受任者は当該被保険者にこれを支払う。
- 傷病手当付加金、埋葬料付加金、家族埋葬料付加金、出産育児付加金、並びに家族出産育児付加金についても前1項に準じて行なう。